日経コンストラクション ２０２６年１０月号８９頁に掲載

無作為のアンケートの自由欄に記載し採用されたようです。匿名で書きました。

ずさんな施工計画書、発注者は精査しているか

✉ 匿名希望（75、個人事業主）

個人事業主として、安全衛生パトロールや土木工事の点検などを行っている。最近、幾つかの工事で施工計画書を見る機会があったが、その内容にずさんさを感じるものが少なくなかった。

例えば、使用機械一覧表に記載された機種や台数と、施工方法に記載された内容が一致していない。埋め戻しの一層厚さや盛り土の巻き出し厚さなどにも不整合が見られた。さらに、基礎工の杭打ち作業など、施工後には確認しにくい不可視部分について、記載が曖昧であったり、そもそも記載されていなかったりするケースもある。

こうした施工計画書は、ページ番号すら付いていないことも多い。元請け会社が協力会社に作成させた書類を、ただ取りまとめただけではないかと思えてしまう。

本来、発注者である自治体が精査すべきだが、提出されればよしとしているのではないか。その姿勢が受注者側にも「体裁さえ整えればよい」という意識を生んでいるように思う。施工計画書の精査こそ、工事の品質確保と安全管理における重要なチェックポイントである。人手不足や技術職員の不在といった事情は理解できるが、発注者側にも改めてその役割と責任を見つめ直してほしい。

掲載前の手書き元ネタは以下のとおりです。

元ネタから１回の電話やりとりで焦点を絞りまとめられた。さすがプロですね。

私は、個人事業主として安全衛生パトロールや土木工事の点検などを行っている。年度末工事で数か所の施工計画書を見る機会があり、施工計画書が形骸化している場面が最近多いと感じた。施工計画書は、工事の予防処置的な対応をする羅針盤である。工事の最後の砦としてミスを防止するものである。

共通事項は、多くの工事が①施工計画書に頁が書かれておらず目的の頁に行きつかない。②使用機械一覧表は、施工方法の機種や台数と異なり合計があわない。③（労働）衛生管理が全くかかれていない。これらは、異なる県の市の仕事であるのに見事に横並びの状況である。不思議でならない。

個別事項では、予防処置的に最も重要な④埋戻一層厚さや、盛土巻き出し厚さなどが施工計画書の中で不整合である。⑤施工体系図から相指名業者や一括下請業者の懸念が垣間見える。⑥施工前や施工途中で行う設計図書の照査は、予防処置的な意味合いと施工業者の立場では設計変更増のチャンスでもあるが施工計画書で言及していない。

施工計画書は、土木工事共通仕様書でも衛生管理の項目が無いのが③の要因かもしれない。施工計画書は、発注者への提出・承諾により施工するものである。発注者の力量も問われると思う。現状では後世に残る良いインフラが出来るのか心配になる。

以上